

新宮市告示第 8 6 号

新宮市保育所等食材料費物価高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する告示

新宮市保育所等食材料費物価高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 4 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市保育所等食材料費物価高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する告示

新宮市保育所等食材料費物価高騰対策補助金交付要綱（令和 5 年新宮市告示第13号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
（補助対象経費及び補助金の額）				（補助対象経費及び補助金の額）			
第 3 条 補助対象経費は、 <u>当該年度</u> の間に給食の提供に要する費用とし、補助額については別表のとおりとする。				第 3 条 補助対象経費は、 <u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで</u> の間に給食の提供に要する費用とし、補助額については別表のとおりとする。			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
対象者	認定 区分	1月あたりの 基準額	補助金額	対象者	認定 区分	1月あたりの 基準額	補助金額
3 歳以上 児で公定 価格の副 食費徴収 免除加算 の対象と ならない 児童	1 号	<u>30円</u> ×各月の給食 実施日数（20日を 超える場合は、20 日とする。）	第 3 欄の基 準額に各月 初日の対象 児童数を乗 じた額	3 歳以上 児で公定 価格の副 食費徴収 免除加算 の対象と ならない 児童	1 号	<u>20円</u> ×各月の給食 実施日数（20日を 超える場合は、20 日とする。）	第 3 欄の基 準額に各月 初日の対象 児童数を乗 じた額
	2 号	<u>600円</u>			2 号	<u>400円</u>	

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 2 4 日から施行し、改正後の新宮市保育所等食材料費物価高騰対策補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。